

家庭から出た廃食用油を回収します

ごみの資源化のため、平成30年1月から廃食用油の回収を始めます。回収場所は市役所、生涯学習情報センター、石橋公民館、南河内公民館となります。

○回収できる油

サラダ油、菜種油、ベニバナ油、コーン油、ごま油、オリブオイルなどの植物性油
※消費・賞味期限の切れた植物性油も回収します。未開封のものは、そのまま持参してください。
ただし、ガラスビンに入った油は未開封でもペットボトルに入れ替えてください。

×回収できない油

ラード、バターなどの動物性油
機械油、灯油、軽油、エンジンオイルなどの鉱物油
弁当屋、調理施設、スーパールなどの事業活動から出る油
※持参されてもお持ち帰りいただきます。

■油の出し方

ご家庭で使用された天ぷら油などの廃食用油をペットボトルに入れ、ふたをしつかり閉めてから出してください。

■注意事項

- ・天ぷら油などは油カスを取り除いてください。取り除いた油カスは「燃やせるごみ」で出してください。
- ・市販の油凝固剤で固めた油も「燃やせるごみ」で出してください。
- ・ガラスビンは破損の恐れがあるため、使用しないでください。
- ・戸別の回収は行いません。

■回収場所

市役所（東側入口付近）
生涯学習情報センター
南河内公民館
石橋公民館

■回収方法

各回収場所に設置されている廃食用油回収ボックスに入れてください。

リサイクルできる雑紙の分別にご協力を

燃やせるごみとして出されるごみの中には、紙類が多く含まれています。資源ごみ（雑紙）として正しく分別すれば、リサイクルでき、ごみの減量化と資源化につながります。限りある資源を大切に使いましょう。

■対象となる紙類

カレンダー、ポスター、はがき、封筒、メモ用紙、パンフレット、プリント、折り紙、画用紙、菓子・食品・ティッシュペーパー・日用品などの紙箱、紙製包装紙・紙袋等



対象となる紙類

■分別対象とならないもの

汚れた紙類（使用済のティッシュペーパー等）、写真、アルミ箔の紙、防水加工された紙コップ・紙皿、感熱紙、レシート、カーボン紙、シール台紙、圧着ハガキ等

■紙ごみの出し方

- ・紙ごみは古封筒や紙袋に入れて、飛び散らないようにして資源ごみ（雑紙）として出してください。
- ・個人情報を含む紙は「塗りつぶす」「情報を切り取り燃やせるごみに出す」などの対応をお願いします。
- ・シュレッダー化した紙は、半透明か透明のビニール袋に入れて、資源ごみ（雑紙）として出してください。



紙ごみの出し方

ごみ分別アプリ「さんあくる」運用中

スマートフォン向けアプリ「さんあくる」を通して、ごみの分別方法が確認できるようになりました。

他にも、カレンダー機能を利用してごみの回収日を調べたり、通知機能を利用して回収日の通知を受け取ったりと、ごみの処理に役立つ機能がたくさんあります。

次のQRコードからダウンロードできますので、ぜひご利用ください。

iOS用QRコード



Android用QRコード

